

COMPASS

3

2017.MARCH
VOL.380

大分県の中小企業と組合のための情報誌

■特集

全国中小企業団体中央会 創立60周年記念式典・記念祝賀会開催
平成29年度税制改正 ～事業承継税制の見直し～

■がんばる組合探訪記

大分県自動車車体整備協同組合

■ニュースフラッシュ

28年度補正／29年度 中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正
中央会青年部会が40周年記念式典を開催しました
おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか
消費税軽減税率対応窓口相談等事業講習会を開催しました
外国人技能実習制度適正化事業講習会を開催しました
確認しましょう! 最低賃金

■スケジュールインフォメーション

■情報連絡員レポート

■点と線

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏

■月間ベストセラー

大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号(大分県中小企業会館4階)
TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644
URL: <http://www.chuokai-oita.or.jp>

全国中小企業団体中央会 創立60周年記念式典・記念祝賀会開催

去る11月29日、ANAインターコンチネンタル東京（東京都港区）において全国中小企業団体中央会創立60周年記念式典・記念祝賀会が開催されました。

記念祝賀会では、来賓としてご臨席頂いた安倍晋三内閣総理大臣より「日本が直面する課題



安倍晋三内閣総理大臣

を乗り越え、中長期的な活力を維持し、高めていくため、中小企業のやる気と知恵を活かす政策に取り組む」、「地域の魅力を取り入れた新たな商品やサービスの開発、海外も含めた新たな販路開拓の支援、経営力の向上に取り組む中小企業による新たな技術や設備の導入促進、人材確保や事業承継の支援、下請取引の適正化を進めるなど、未来を切り拓く挑戦を後押しする」「日本最大の中小企業の団体である中央会がそれぞれの地域でリーダーシッ



世耕弘成経済産業大臣

プを発揮し、中小企業の活躍を支え、地域の活性化とわが国経済の発展に貢献することを期待する」旨の中小企業支援への決意と中央会に対

する激励のご祝辞を頂き、世耕弘成経済産業大臣、高市早苗総務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣をはじめ多数のご来賓出席のもと盛大に挙行された。

また、記念式典では女優・歌手の安奈淳氏より記念講演があり、続く表彰式では「経済産業大臣表彰」に都道府県中央会役員15名及び専従職員72名、「中小企業庁長官表彰」に都道府県中央会役職員27名、専従職員130名、「全国中小企業団体中央会会長表彰」に全国中小企業団体中央会職員1名の表彰が執り行われ、本県からは経済産業大臣表彰に戸高有基氏（津久見鉱業協同組合）、吉岡徹（中央会）、中小企業庁長官表彰に漢二美氏（大分県タクシーチケット事業協同組合）、小出英治氏（別府市観光旅館協同組合）、後藤一久（中央会）大森洋一（中央会）、木戸寛之（中央会）が表彰されました。



会場の様子

〈経済産業大臣表彰〉



中央会副会長
津久見鉱業協同組合
理事長 戸高 有基氏

〈中小企業庁長官表彰〉



中央会理事
大分県タクシーチケット事業協同組合
理事長 漢 二美氏



中央会理事
別府市観光旅館協同組合
理事長 小出 英治氏

平成29年度税制改正 ～事業承継税制の見直し～

改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。
※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲。

●人手不足の中での雇用要件の見直し～人手不足への対応～

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
- 災害や経営環境の激変（事故・災害、取引先の倒産等）時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。
- 従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。（4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる）
- 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、セーフティネット（雇用要件の弾力化）を措置

●早期かつ計画的な取組の促進～生前贈与の促進～

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
- 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。
- 相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予取消時の納税額を、相続税と同額とする。
- 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止（中小企業要件・非上場要件）

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

（参考）事業承継税制の概要

- 事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。
〈認定の要件〉 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと等
※平成25年度改正（平成27年1月施行）により親族外承継を対象化。

制度概要

経済産業大臣の認定件数 相続959件 贈与626件（平成20年10月～平成28年8月）

相続税の納税猶予制度

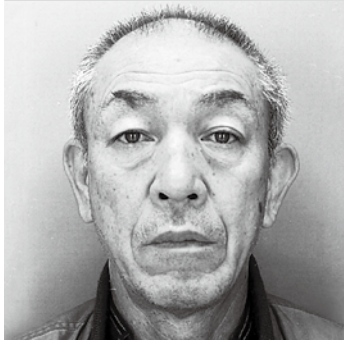
- 後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等^{（注）}に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。
- （注） 相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等^{（注）}に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。
- （注） 贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

- 相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。
 - ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は、雇用の8割以上を毎年維持
 - ②後継者が代表を継続
 - ③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可）（贈与税）
※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は先代経営者が役員を退任
 - ④対象株式を継続して保有
 - ⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

大分県自動車車体整備協同組合



内藤 堅司 理事長

組合概要

[理 事 長]	内藤 堅司
[設 立]	昭和56年6月
[組合員数]	55名
[出 資 金]	55万円
[主な事業内容]	共同購買事業、作業環境測定、 教育情報事業
[住 所]	〒870-0907 大分市大津町1丁目1番28号 田中ビル3F
[T E L]	097-552-3003
[F A X]	097-552-3021

『信頼に応える確かな技術』

洗練された技術、車の安全性・車体美の追求、快適ドライブを約束 それが私たちのプライドです

■組合のあゆみ

当組合は、組合員の相互扶助・車体整備業界の近代化を図ることを目的として、昭和39年に前身である「大分県自動車塗装組合」として発足し、昭和55年に



組合ロゴマーク

更なる組織の強化と対外的信用の増大を図るため「大分県自動車車体整備協同組合」として法人組織に改組しました。

改組間もない昭和58年には改正車両法が施行され、自家用乗用車の初回車検を2年から3年に延長する、いわゆる“3年車検ショック”の影響を受けましたが、組合を挙げて推奨工場の取得や料金指数化の導入に取り組むなど、組合員の経営の安定と近代化・合理化を図り、この時代を乗り越えました。

また、昭和62年からは大分県オリジナルの組合統一看板（カニさんマーク）を制定するなど共同宣伝事業にも力を入れており、近年ではFacebookによる情報発信を行うなど組合員の社会的地位の向上と業界の発展に寄与しています。是非、「大分県自動車車体整備協同組合」のFacebookページをご覧頂き「いいね!」ボタンをクリックして頂ければと思います。



技能祭の様子



移動組合の様子

■組合の活動

当組合では組合員企業が安全に安心して業務に取り組めるよう、作業環境測定を行っています。労働安全衛生法では、作業環境測定は「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリングおよび分析（解析を含む）をいう」と定義されており、危険物を取り扱う当業界では職場環境の整備は欠かせません。信頼される業界、信頼される事業所作りを目指し徹底した環境整備を行っています。



バーベキューの様子

また、組合活動をより活性化させるため移動組合を開催しています。昨年11月に豊後大野市で開催した移動組合では、ベテランの方の組合への想い・具体的な施策案のアドバイス、若い方の組合への期待・未来像など、活発な意見交換を行いました。その他、組合員及び組合員家族交流のため福利厚生事業も充実させています。平成28年度はバーベキューやボウリング大会を開催しました。

■次世代を担う青年部

当組合青年部は総勢21名で構成されており、毎月一堂に集まり定例会や講習会を開催するなど精力的に活動を行っています。定例会では講習会の内容をはじめ各組合員が抱える課題等について話し合い、講習会では外部から講師を招

き、自動車整備に関する技術的なスキルアップを図るとともに、経営者に必要な経営や広報に関することを学んでいます。



講習会の様子

目まぐるしく変わる環境の中、情報の価値はより重要度を増しており、技術の向上と知識の蓄積を図れる青年部の存在は、後継者の育成に欠かせないものとなっています。



宮崎・熊本視察の様子

そして、平成28年度は宮崎・熊本の先進工場に視察を行い、最新設備を見学するなど企業の経営改善やリスクマネジメントについて学びました。また、視察後には宮崎県自動車車体整備協同組合青年部と交流懇談会を開催し、今後の組合の在り方、活用術等について意見交換を行いました。

また、毎年11月には大分県技能祭に参加しており、そこでは、実演コーナーや技能コンクールを開催しています。日本の職人の“技”に感動すること間違いなしです。是非一度、組合員の技術をご覧頂ければと思います。

■28年度補正／29年度

中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正

平成28年度補正予算、平成29年度予算・税制改正が閣議決定し、公表されました。その中から中小企業・小規模事業者の皆様に関係する支援策を一部抜粋してご紹介いたします。詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト「ミラサポ」でご覧ください。

○経営力強化・生産性向上に向けた取組

- ・戦略的基盤技術高度化・連携支援事業
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業
- ・小規模事業対策推進事業
- ・小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）
- ・小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業
- ・ふるさと名物応援事業
- ・地域・まちなか商業活性化支援事業

○活力ある担い手の拡大

- ・創業・事業承継支援事業
- ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
- ・中小企業・小規模事業者人材対策事業

○災害からの復旧・復興

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）
- ・被災地向けの資金繰り支援・事業再生支援

○平成29年度税制改正

- ・所得拡大税制の拡充
- ・サービス業の設備投資減税の多少設備の拡充
- ・法人税軽減税率の延長
- ・研究開発税制の控除率の引上げ
- ・配偶者控除の見直し

■中央会青年部40周年記念大会開催

平成29年2月3日（金）に別府市「花菱ホテル」にて、大分県中小企業団体中央会青年部会創立40周年記念大会を開催しました。記念講演会では一般社団法人アジア支援機構代表理事池間哲郎氏を講師に迎え「学校では教えない歴史の真実」というテーマで日本、アジアについての歴史、アジアでの支援活動について実際の映像を



記念講演の様子

交えて講演頂きました。続いて記念式典を開催し、当会高山会長を始め、商工労働部審議監、別府市副市長、九州各県青年部会長、歴代青年部会会長等を来

賓に迎え盛大に執り行われました。

また、感謝状贈呈式も合わせて開催され、第9代青年部会会長矢野久氏、元副会長三ヶ尻隆志氏、元副会長堤裕也氏の3名に林青年部会会長



感謝状贈呈式の様子

より感謝状及び記念品の贈呈が行われました。

記念祝賀会では、マグロの解体ショーやご当地アイドルSPATIOによるライブが開催され大きな盛り上がりを見せておりました。

■おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか

おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」とは、自社の従業員の仕事と子育ての両立を支援していただく企業・事業所です。大分県が、子育てをサポートする企業として認証することにより、認証企業のイメージアップや社会的評価の向上を図り、多くの企業に認証を受けて頂くことで、子育て応援社会の実現を目指す制度です。

認証・登録されると、大分県のホームページなどで広く県民に紹介され、認証マークを名刺等で使用することで企業イメージの向上が図れます。また、企業の社会的評価が向上し、優秀な人材が確保しやすくなる、連携した金融機関の融資金利の優遇を受けることができます。詳しくは当会へご相談ください。

おおいた子育て応援団
認証企業マーク

■消費税軽減税率対応窓口相談等事業講習会を開催しました

1月20日（金）大分市のホルトホール大分において、講師に株式会社キーフォーサクセス 代表取締役菊池武司氏を招いて「経営力向上計画策定セミナー」



を開催しました。セミナーでは中小企業等経営強化法や平成29年度税制改正等についてお話をしました。

■外国人技能実習制度適正化事業講習会を開催しました

本会では、12月5日及び2月17日に「アリストンホテル大分」において外国人技能実習生適正化事業講習会を開催しました。講習会では、技能実習制度のより一層

の適正な運用に繋げるため、昨年11月28日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)等について説明が行われました。

■確認しましょう！最低賃金

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定の産業に適用される特定(産業別)最低賃金があります。



【地域別最低賃金】715円
(平成28年10月1日から効力発生)
【特定(産業別)最低賃金】
(平成28年12月25日から効力発生)

鉄鋼業：861円
非鉄金属製造業：846円
電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業：764円
自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、船用機関製造業：813円
各種商品小売業：716円
自動車(新車)小売業：780円

SCHEDULE INFORMATION

[スケジュール インフォメーション]

2017年5月18日(木)
第62回大分県中小企業団体中央会通常総会
[大分オアシスタワーホテル]

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

平成29年3月分(4月納付分)から 協会けんぽの保険料率が変わります

大分支部の保険料率は下記のとおり改定されます。
加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

平成29年2月分まで	健康保険料率	平成29年3月分～
10.04%	➡	10.17%
平成29年2月分まで	介護保険料率	平成29年3月分～
1.58%	➡	1.65%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

下請代金支払遅延等防止法(下請法)クイズ

問題

次の親事業者の事例は、それぞれ下請法上問題があるものでしょうか。

- ①プラスチック製品の製造を下請事業者に委託しているA社は、10月1日に単価引下げの合意が得られた下請事業者との間で、その際に「発注済みである8月1日発注分から新単価を遡って適用する」と合意をしたので、合意のとおり8月1日発注分から遡って新単価を適用し、下請代金から従来の価格と新単価との差額分を差し引いた。
- ②ゴム製品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者から原材料価格が高騰しているため、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げを求められたが、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いたまま発注した。

解答・解説

①下請法上問題がある

(第4条第1項第3号:下請代金の減額の禁止)

親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると「下請代金の減額の禁止」に違反します。

事例①のように、単価の引下げ交渉が合意に至った際に、既に発注済みのものにまで当該新単価を適用すると、新単価の遡及適用として問題となります。

例えば、7月1日に「本年8月1日納品分から新単価を適用する」と合意しても、この合意前に発注していた8月1日以降の納品分に新単価を適用すれば、下請代金の減額として問題となります。

②下請法上問題がある

(第4条第1項第5号:買いたたきの禁止)

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると「買いたたきの禁止」に違反します。

事例②のように、原材料価格が高騰しているにもかかわらず、発注単価について、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来どおりに単価を据え置いて下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがあります。

親事業者は、下請代金の額の決定に当たっては、市価の動向や下請事業者の給付に必要な原材料等の価格動向等について、下請事業者と十分な協議を行った上で決定する必要があります。

【下請法の相談はこちらに】 公正取引委員会事務局 九州事務所 下請課 (電話 092-431-6032 <http://www.jftc.go.jp/>)



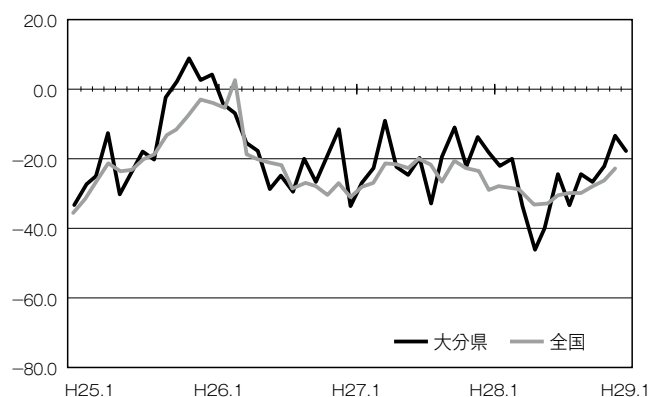
「先行き不透明、一部持ち直しの動きも」

平成29年1月分

【1月の概況】

1月のDIは、9指標中5指標が悪化。景況感DI値はマイナス17と前月のマイナス13に対し4ポイントの悪化。主要3指標に関しては、売上高DI値はマイナス2と前月の7に対して9ポイントの減少、収益DI値もマイナス9と前月のマイナス4に対し、5ポイントの悪化、資金繰りDI値はマイナス4と前月と横ばいであった。12月から一転、減少・悪化が目立つ結果となった。仕事量も確保でき、順調にきている業種は少数で、多くの業種は人手不足や原材料の高騰などで苦しい状況が続いている。

景況感DI値



※DI(ディフュージョン・インデックス) 値とは景気の動きを捉えるための指標です。

計算方法 [(増加・好転組合数－減少・悪化組合数) / 調査対象組合]×100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	😊	😊	😊	😊	😞	😞	😊	😊	😞
	繊維工業	😄	😊	😊	😊	😄	😊	😊	😊	😊
	木材・木製品	😊	😞	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	印刷	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	窯業・土石製品	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😞
	鉄鋼・金属	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	一般機器	😄	😄	😊	😊	😄	😊	😄	😄	😄
	輸送機器	😊	😊	😞	😊	😞	😞	😊	😊	😞
	その他	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
非製造業	卸売業	😞	😞	😊	😊	😞	😊	—	😊	😊
	小売業	😊	😊	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	商店街	😊	😊	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	サービス業	😊	—	😊	😊	😊	😊	—	😊	😞
	建設業	😊	—	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	運輸業	😞	—	😊	😊	😞	😊	—	😊	😞

好転	😊	やや好転	😊	変わらず	😊	やや悪化	😞	悪化	😞
----	---	------	---	------	---	------	---	----	---

業界情報

→食料品

- 昨年の醤油出荷量は前年対比98%と厳しい状況にあるが、売上金額では付加価値の製品が増えて、単価が上がり前年を少し上回った。しかし、経費面が増えて減益になる。[醤油]
- 1月中旬あたりから土産品の売上が落ち込み始め、注文数が極端に減った。小売店では例年と比べ売上はそれほど変化はない。[菓子]

→繊維工業

- 売上高は微増傾向ではあるが、依然厳しい状況が続いている。[繊維]

→木材・木製品

- 製材品の原料である丸太が天候不順の影響で集まりにくく、毎月2回開催される原木市を1回延期した。[製材]
- 原材料である竹材の供給不足で、組合としても対策を話し合っている最中である。[竹製品]

→印刷業

- 昨年同様に仕入値が上がったが、価格転嫁ができない。[印刷]

→窯業・土石製品

- 震災復旧工事も一段落した様子。冬場は仕事の能率も悪く、なかなか仕事はかどらず、ロスタイムが多い。瓦の採用が相当減少しているので、各社の仕事の掘り起こしが大変だ。[屋根工事]
- 1月の取扱い出荷量は、前年対比で54.50%の出来高であった。12月出荷量は一時的に増加したものの、1月は再び減少傾向となった。公共工事の発注については、消波ブロック等の受注があり、上半期に比べると出てきているが、全体的な工事高は変わらず大幅な落ち込みである。今後、年度末である3月までの工事増加による出荷量の増加を期待するが前年の出荷量以上は期待できない。[生コンクリート（臼津）]
- 出荷量が前年に近づいてきており、売上もようやく対前年比75%程度に至ったところである。[コンクリート製品]

→鉄鋼・金属

- 昨年に比べて仕事量は増えており、今年中は仕事量も確保でき、忙しくなりそう。東京オリンピックまでは仕事量もある程度は期待できる。[鋼構造物]
- 当社業務は、為替変動による大手企業関連の発注物件が上下し大変安定しにくい状況である。業務の内容は工作機械の進歩により効率化されているが、人材教育が機械の進歩に追いついていない。最近では、材料費の値上げが収益を圧迫している。[鉄工業]

→一般機器

- カメラ部門では昨年後半から新機種立ち上げが多く、生産増の傾向で今年も各工場で派遣社員や請負業務の増員実施予定。自動車部門では生産数は昨年より緩やかに増加しているものの、慢性的な人材不足や従業員の退職などの影響が大きい。[カメラ部品]

→輸送用機器

- 当組合の親会社（造船業）は2019年までの受注は確保しているが、アメリカ新大統領が語る保護貿易論が実現されれば、海運の海上輸送マーケットは壊滅的な状況に迫られ、造船にも影響が出ることが予想される。[造船]

→卸売業

- 毎年1月は、全体的に売れない月ではあるが、今年は特に小売店を中心に売れ行きが悪い。ここ数年のネット等による購買形態の変化が売上に影響しており、非常に厳しい。ただ、スーパーに限っては、対前年同月比でほぼ100%の売上で推移している。[農産物仲卸]
- 麦の生産量は天候等の影響で、ここ数年不作が続いており、希望数量を確保できていない。[精麦]

→小売業

- 例年ながら1月は2営業日数の減。また、改善のない経済情勢下での組合員店の販売不振もあり、今や地域での身近な存在ではなく影の薄い酒販店となっている。[酒]
- 依然として、販売価格のデフレ傾向は続いている。年末以上に仕入価格は上昇し、利益率は低下している。[青果]
- 行政を中心に地域をあげて新たな雇用の場の創出に取り組んでいるが、高齢化に伴い現在の就労場において求人難の状況である。家族でUターンする若者が現在働いている企業の営業所・支店等を開業するなど、人ぐるみの企業誘致ができれば、地域の活性化につながる。[総合スーパー]
- 慢性的な中古自動車の商品不足により、仕入価格が高騰、利益幅が減少傾向にある。[中古自動車]
- 月間を通して売上、収益とも微増であった。正月の天気が温暖で帰省客の動きも良かった。売らなければならない時期に売上が確保できたために、後半

の閑散期も乗り切ることができた。[土産品]

- 天候に左右される業界なので1月は近海の漁獲が極端に少なく、販売に苦戦している。雇用面ではこの業界を嫌厭する傾向があり、給与面や休みを増やす等工夫しているが応募者がなく、同業種間を移動する状況である。魚食も若者に好まれず、冷食の普及発展や調理をしない人の増加、食材単価の高さも影響している。[水産物]

→商店街

- 正月は天候がいい日が続き、観光の来客が多く見られたが、商店街での売上増とはならず、中旬から下旬にかけては降雪日が多く、物流の遅配が見受けられた。商店街に設けてある足湯も、3月まではメンテナンスのため休止。[由布市湯布院]
- 正月連休の日のならびが悪かったために前半の売上が良くなかったが、後半に何とか挽回できた。[大分市]
- 熊本地震の影響がまだあるのか、今年も質素倹約の風潮が蔓延しており、物が売れない。[竹田市]
- 年末の復興券終了の落ち込みもあり見られず、好調な滑り出しと言える。ただ、メーカーからの仕入れ商品に対して、今まであったサービスや使用材料の質の低下がみられるのが心配だ。また、人手不足が深刻なのか、バイト時給などが急激に上がっている。[別府市]

→サービス業

- 車庫入庫は目標に対し約115.8%となった。12月は前年割れしていたので1月の動向を心配していたが、年明けから前年以上の入庫となった。飯金整備については前年比約118.4%の入庫数となった。年末に事故が多かったようで、年明け後に入庫が多くなり残業を行っても追いつかない状況。従業員の高齢化に伴い、新規雇用を検討し、ハローワークに募集を行ったが、応募が1件と今までと比較してもかなり少ない。[自動車整備]
- 1月は対前年比5%ダウンだった。重油等の価格が上昇してきているので、今年は厳しい年になる。[クリーニング]
- 復興割引も終わり、国内観光客の数が少し減っているようだ。再度、集客のイベント等があれば仕事が発生するのではと期待しているのが現状で、全体的に動きはよくない。[広告]
- 売上は前年同月比で横ばいであった。あるお客様の話では昨年復興割を活用し低価格の宿泊ができた分、通常料金に戻った今は高く感じるようだ。[旅行業]
- 利用者が増えたこともあり、ヘルパーを1名増員し、よりよいサービスを心掛けている。[介護]
- 消費税10%増税が平成31年10月以降に延期になったことで、不動産業者も住宅建築のピークがその頃までだろうと予想している。[不動産]

→建設業

- 期末に向けて売上高上昇の気配はあるが、未だ大きな状況の変化はない。[電気工事]
- 28年度と27年度を比較してみると、消費税増税の延期の影響か、浄化槽工事の申請件数はほぼ前年並みで、中でも新築は増加傾向にある。業界としては昨年並みに推移しているが、後継者不足により廃業する業者が多々出てきており、今後の後継者問題が懸念される。[水処理]
- 前年度同様、工事量は減少傾向である。第4四半期分になるので工期の追い込み等で3月末までは若干忙しくなる。[管工事]
- 管内の公共工事については、受注状況は前年度に比べ99%増加となっている。[建設工事]
- 1月については、年始の休みが多く全体的に工事量が減っていることもありポンプ車の稼働率も比較的低くなった。大分地区での大きな工事は宗麟大橋くらいしかなく、郡部においても公共工事を中心に工事量が減っているが、圧送単価の改善による売上の上昇により前年同期並みとなっている。地域別に見ると大分地区で数量7%の減、売上で2%の増、県北地区は前年度の仕事量が少なかったこともあり、30%の売上減、県西地区は逆に前年の仕事量が少なかったことで30%の売上増、臼津地区も同様に70%の売上増となっている。県南地区は前年からほぼ横ばいとなっている。補正等で公共工事が増えないことには郡部を中心に苦しい状況が続くものと予想される。[コンクリートポンプ]

→運輸業

- 慢性的なドライバー不足に加え、軽油価格・車両価格上昇の影響が出ている。[物流]
- 一昨年の大分駅ビルの完成、デスティネーションキャンペーンその他、県立美術館の完成後の景況は、悪化の一途をたどっており、本年1月にあっても売上、収益とも前年同月比マイナス8%であった。[タクシー]

要望事項

→窯業・土石製品

- 国及び県には補正予算の早期執行及び繰越制度、ゼロ国・県債の活用による需要喚起を強く要望する。[生コン（全県）]
- 発注があっても、公共事業の執行が遅れる傾向が続いており、県の予算執行率も70%と例年に比べ遅くなっている状況であることから、補正予算も含めて今後の発注に期待している。[生コン（臼津）]

→建設業

- 建設業では、建設投資の減少や受注競争の激化などを背景に若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の問題が生じている。将来にわたる社会資本の品質確保を図るため、建設工事の担い手の確保・育成とともにICTの活用など生産性向上の取り組みが重要となっている。また、公共工事の最低制限価格の引き上げやダンピング受注の排除、収益率の安定化、適正な予定価格と工期設定、早期発注・施工時期の平準化など、入札契約制度等の適正化が必要となっている。[建設工事]

点と線

労働時間の管理の今どき

おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏



1. 時間管理は1分単位で？

企業での勤怠管理としては、タイムカードを導入されているのが多いのではないのでしょうか？

病院やIT関係などでは、ICカードでの勤怠記録をしているところも増えてきていると思います。タイムカードやICカードなどで勤怠の記録を行う場合には、1分単位で記録がされていますが、その時間についてどのように管理をしているのでしょうか？

2016年3月、コンビニ大手で、本社の告発によりアルバイトの時間管理の問題が発覚しました。内容としては、企業独自の勤怠管理システムで分単位での出退勤が記録できているのに、15分未満を切り捨てて労働時間を算出していたというものです。例えば、8:30始業の会社で8:16に出社した記録を「8:30」と14分間を切り捨てて計算しているということです。この話を聞いて、「普通は始業時刻に間に合うように出社するので当たり前のことじゃないか。」と思うかもしれませんが、本人曰く、「出社してすぐに掃除や納品処理など業務に取り掛かっていました。」と。そうすると、逆に、「では8:30から仕事を開始したという別の管理資料があるのであれば、それで示してくればよいですよ。」と言われそうですね。

普通タイムカードなどの機械による勤怠システムがあれば、それ以上に客観的に仕事始めの時間がわかるような資料は、通常はないと思います。

厚生労働大臣もこの件について、「労働時間を正確に把握するのは企業の義務である。1分単位で正確に記録し、切り捨てることは労働基準法違反である。」と明言しました。

極端な例を言えば、8:30始業で17:30終業の8時間勤務の会社があるとします。本日、出社時間が8:29、退社時間が17:31だったら、2分の残業ということになります。たかが2分、されど2分。毎月20日勤務すると毎月40分の残業、そして1年間で480分＝8時間の残業となり、時給800円のアルバイトであれば、 $800 \times 1.25 \times 8 \text{時間} = 8,000 \text{円}$ の残業代ということになります。

先のコンビニ大手の15分未満切り捨てで考えると、始業前14分、終業後14分の切り捨てが同様に毎日行われた場合、1日28分の残業で、年間6,720分（112時間）、時給800円のアルバイトには112,000円の残業代の可能性が出てくるということになります。

日本的な労働慣行として、「仕事の〇〇分前には出勤！」という考え方が仇になるということにもなります。そこで、改めて考えてみると、タイムカード等の打刻は始業時刻前である必要があるのでしょうか？

「遅刻したことがわからないから」などの話を聞きますが、仕事に間に合うよう来ているかどうかの確認は、逆に、目視で行い、遅れてきた者にはその場で注意し、理由を聞いたり、始末書を書くように指示したりすればよいのではないかと思います。そして、「さあ仕事を始めよう！」というときに勤怠記録をするようにしていくということはどうでしょうか？

当然に先の例で行くと、勤務記録には8:30からの仕事なので、仕事開始の号令と共に記録をするということになれば、8:32や8:35ということになりますが、目視により、「遅刻ではない」ことが確認できていればよいのではないのでしょうか？（ただし、仕事をしているのに、8:30過ぎてから記録するように指示するというのはダメですが）

また、会社として、「組織の規律・秩序維持のためにやはり、5分前には出社することは譲れない！」という場合は、日々、その端数処理的な時間分を固定残業代として支給するということもあるかもしれません。

このような「分単位」の時間の100%把握とその内容の吟味に、多大な労力を割くことについては、企業で考えていくことも必要かもしれません。

2. 固定残業代とその明記について

時間外労働に対して、固定で残業代を支払っている会社も多いと思います。その際に、当たり前だと思いますが、実際の時間外労働を計算してみて、固定残業代に不足があれば、その分を支払う必要があり、また、固定残業代の範囲でおさまっていたとしても、その超過分を減額するということではできません。（減額ができないというのは、そのような性質であれば、「固定の残業代」ではない。ということになるのだ）

つまりは、固定で支払っていても、毎月、正式に時間外の割増を計算して、過不足をチェックするという行為が不可欠であるということになるのです。そのため、労働者自身も簡単にチェックできるような方法として、固定残業代は、何時間分の固定残業代であるか、を労働者に示すというものになります。

また、労働者が理解していることが必要であるため、労働条件の明示（賃金）として、雇用契約書に明記することが求められ、さらに、就業規則の賃金部分もしくは賃金規程に「固定残業代」についても記載しておくことが求められます。

ここで、注意ポイントがあります。それは、雇用契約書よりも就業規則（その一部である賃金規程も含めて）の効力が上だということなのです。

例えば、固定残業代の名称を用いず、営業手当や職務手当、役職手当などを「固定残業代」として支払っていると主張する場合、雇用契約書に明記をしておいても、就業規則には固定残業代ではないという内容で記載されている場合には、固定残業代ではないという判断をされることがあります。

電通事件や大手コンビニのトラブルなど、長時間労働を含めて、厳密な労働時間把握と適正な労務管理の体制が今後さらに強く求められることになるでしょう。そのためには、従来の働き方や労働慣習行為を改めて、今、そして今後10年の変化予測をもとに考えていく必要があるとおもいます。

人材不足がさらに加速度的に強くなることを考えると、先を見据えて、今後の合理的な取り組みで、労使双方でトラブルのない生産性向上を目指していくことが必要です。

私たち、おおいたビジネスプラットフォームは、弁護士や社会保険労務士、中小企業診断士など専門士業の特性を活かし、今後企業の取組やトラブルへの対処として、経営者、次期経営者または管理職などの経営管理者層に対しても研修を事業として行っております。

経営・労務の強化への取り組みをお考えの際には、是非、ご相談ください。

次回は、生産性の向上とパワハラの関係性について、お話ししたいと思います。

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合
(略称:OBP) 概要

設立 ▼

平成14年10月8日

所在地 ▼

大分市大石町五丁目3組メゾン荏隈101

理事長 ▼

理事長:工藤和義

(社会保険労務士法人ウインツ・社会保険労務士)

組合員 ▼

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士
計7名

連絡先 ▼

TEL&FAX:097-549-3006

URL:http://www.obp.or.jp/

当組合は、大分県内の社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士、税理士、この4つの士業の専門家がグループ化というネットワークをつくり専門知識の相乗効果を発揮し、専門サービス業のワンストップ・サービス化をはかり、企業経営者への真たる支援者となり、かつ地域経済の活性化の一翼を担うことを期してつくられた協同組合です。

21世紀に入り複雑化・多様化する顧客ニーズ、溢れかえる情報、社会変革のスピードに対応していくため、個人事業の形態では対応が出来にくい時代となりました。そこで、私達は各分野の専門家集団として、情報を的確に判断し、迅速かつ総合的に皆様の事業を支援させていただきます。是非、当組合の組合員をご活用下さい。

月間ベストセラー



2017年1月



1 蜜蜂と遠雷

(恩田 陸・幻冬舎)

1,944 円

2

よるのばけもの

(住野 よる・双葉社)

1,512 円

3

**100歳の精神科医が見つけた
心の匙加減**

(高橋 幸枝・飛鳥新社)

1,188 円

4

九十歳。何がめでたい

(佐藤 愛子・小学館)

1,296 円

5

サピエンス全史

文明の構造と人類の幸福 上・下

(ユヴァル・ノア・ハラリ/著 柴田裕之/訳 河出書房新社)

各 2,052 円

大分県書店商業組合(晃星堂書店)調べ

中小企業者様の経営の安定化・活性化をサポートします!

けんしん中央会融資

お使いみち

- ①大分県中小企業団体中央会の会員組合並びに、
その組合員である中小企業者の方に必要な

運転資金 および **設備資金** (当組合の旧債決済は不可)

- ②「経営革新」等の認定を受けた中央会の会員組合
並びに、その組合員である中小企業者の方への
補助金交付までのつなぎ資金

お申込みいただける方

- ①大分県内で事業を営む方
②協同組合等の中央会の会員組合
③上記②の組合員で、業歴3年以上かつ組合加入歴
1年以上の中小企業者
④大分県信用組合の組合員もしくは新規加入の方

ご融資額 500万円以内

ご融資期間・ご返済方法

手形貸付 1年以内 ▶ 期日一括返済

証書貸付 7年以内 ▶ 元金均等分割返済

ご融資利率

融資期間 1年未満 年 **4.00%**

融資期間 1年以上 年 **4.50%**

融資期間 3年以上 年 **5.00%**

融資期間 5年以上 年 **6.00%**

※融資期間1年以上のご融資利率は、当組合が定める新長期プライムレートを基準とした変動金利型を適用しますので、市場金利の動向によっては、お借入期間中にご融資利率が変動する場合があります。

連帯保証人

原則1名 個人事業者は専従者・配偶者でも
法人は代表者

担保 不要

必要書類

- ①決算書・確定申告書
②その他

※詳しくはお問い合わせください。

審査の結果、ご希望にそえないこともありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、最寄りのけんしん窓口または

フリーダイヤル **0120-393-528**
http://www.oita-kenshin.co.jp



街へ 暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合

通常総会終了後の各種事務手続きはお済みですか？

通常総会開催後には様々な事務手続きを行うことが法で義務付けられており、それぞれに法定期間が定められています。手続き漏れが無いかご確認ください。

所管行政庁	☒ 決算関係書類の提出	通常総会終了後 2週間以内
	(※県所管の組合につきましては本会経由でご提出をお願いします)	
	☐ 役員変更届	変更のあった日から2週間以内
	☐ 定款変更認可申請	総会終了後速やかに
法 務 局	☐ 代表理事の変更登記	就任した日から2週間以内
	(注)同一人が再選した場合も登記が必要です!!	
	☐ その他登記事項についての変更登記	変更のあった日から2週間以内
	(※出資変更登記は事業年度末日から4週間以内)	

個人事業主さま・法人役員さま専用フリーローン！

大分銀行 ビジネス オーナーローン



お使いみち自由！

個人のお借入にも、運転資金・設備資金など
ご商売のお借入にもお使いいただけます。

最短即日回答！ 担保・保証人不要！

MY MELODY ©1976, 2016 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. G571485

お借入金額
最大300万円

お借入金利
※
年5.8%～

お借入期間
最大7年

※お借入金利は保証会社の審査によって決まります。

○お申込にあたっては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合がございます。その場合、お断りする理由および内容についてはご回答できませんのでご了承ください。○店頭にお申出いただければご返済額を試算いたします。○本ローンはお一人につき1口のお借入とさせていただきます。○店頭に説明書をご用意しています。

お申込条件等は店頭または下記にてご確認ください。

フリーダイヤル 0120-849-060

平日9:00～20:00 ※祝日は除く/土日9:00～17:00

無料で
カンタン！
仮申込♪



(平成28年12月1日現在)

感動を、シェアしたい。



大分銀行

再生支援の流れ

第一次
対 応
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。
資料拝見の上、経営全般について
ヒヤリングを行います。

事前
予約制
です。

抱える課題の抽出

各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

紹介

- 〈連携支援機関〉
- 商工会議所・商工会等
 - 中小企業基盤整備機構
 - 政府系金融機関

第二次
対 応
(個別支援チーム)

再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関等で構成される個別支援チームにより再生計画策定を支援します。

フォローアップ

計画策定後のフォローアップ。

支援内容によっては負担が発生する場合があります。

中小企業のみならず
「事業の再生
応援します！」

お問い合わせ先

大分県中小企業再生支援協議会

開設時間／月～金 8:30～17:00(祝・祭日を除く)

《10月より下記に移転しました》

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館6F TEL(097) 540-6415

ご相談は
できるだけお早めに！
ご相談は無料です。
秘密は厳守！

 大分航空トラベル

ANAスカイホリデー

君と行く東京キャンペーン

2名様以上で対象商品をご購入のお客様へ

お一人2千円分の
JCB商品券をプレゼント



※この他にもお得で、魅力的な商品を取りそろえています。

ご利用条件

2名様以上で
ANAスカイホリデー（対象商品）を
ご予約、ご購入されたお客様（同一行程）

ご予約期間

平成29年2月1日（水）
～3月24日（金）の間

対象出発期間

平成29年2月8日（水）
～3月31日（金）までのご出発

対象
商品

ANAスカイホリデー 九州発着
東京・関東方面への旅行商品（TDR商品を除く）

本キャンペーンは先着100名様限定となります。定員になり次第、キャンペーンを終了させて頂きます。
商品券は今回のご旅行のお支払には、ご利用出来ません。キャンセルの場合はご返却して頂きます。

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第1549号 日本旅行業協会正会員

 株式会社 大分航空トラベル

〒870-0026 大分市金池町2丁目1-3レインボービル3F
■大分営業所 TEL 097-536-0101
(総合旅行業務取扱管理者 三浦研二)

厚生労働省委託事業

「専門家派遣・相談等支援事業」 （大分県最低賃金総合電話相談支援センター）のご案内

最低賃金の引上げにより最も影響を受けやすい中小企業・小規模事業者のために、経営面と労働面の相談について、それぞれ専門家がワン・ストップで無料相談に応じます。専門家を派遣します。

相談窓口

フリーダイヤル：0120-186-331

ホームページ：http://www.chuokai-oita.or.jp/

対応内容

- ・賃金制度、給与体系を見直したい
- ・就業規則をしっかりとしたものにする
- ・販路拡大の方法について知りたい
- ・その他経営面、労働面に関する相談等

出張相談

毎月
第2水曜日

・佐伯地域／オフィス染矢
電話：0972-22-5668

・日田地域／ふじさわ社労士事務所
電話：0973-24-2639

・豊後大野／三交会三重事業所
電話：0974-22-7311

・中津地域／社会保険労務士法人 ONE-LEAD
電話：0979-24-6408

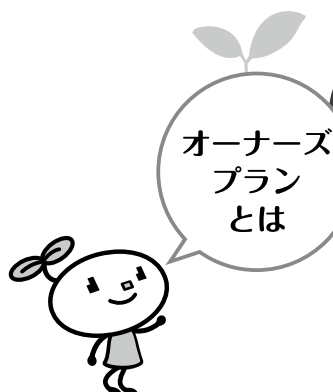
大分県最低賃金総合相談支援センター （大分県中小企業団体中央会内）

電話：097-536-6331 FAX：097-537-2644

受付：月～金曜日 8：30～17：15

三井生命保険株式会社 生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
三井生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

大分県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも **割安な保険料** でご契約いただけます。

* 団体扱とは、大分県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

大 分 支 社 〒870-0035 大分県大分市中央町2-9-24 三井生命ビル8F TEL:097-532-0195

大分営業部 〒870-0035 大分県大分市中央町2-9-24 三井生命ビル8F TEL:097-532-0196

鶴崎営業部 〒870-0105 大分県大分市西鶴崎1-5-18 TEL:097-521-0691

中津営業部 〒871-0031 大分県中津市中殿町3-31-15 TEL:0979-22-1536

B-28-1013 (H28.4)
使用期限 H29.3.31

総会にご利用ください

歓送迎会プラン

全て飲み放題付!

◆瓶ビール ◆焼酎
◆ウイスキー ◆ワイン(赤・白)
◆日本酒 ◆梅酒
◆ノンアルコールビール
◆ソフトドリンク

和食プラン

予約制

会席料理 + 飲み放題

お一人様 **5,000円** (税込 8品)

お一人様 **6,000円** (税込 9品)

お一人様 **7,000円** (税込 10品)

料理 + 飲み放題

大皿コース

お一人様

3,500円 (税込 9品)

金・土は1,500円UP ※季節によって内容は異なります。



※季節によって内容は異なります。

中華プラン

予約制

料理 + 飲み放題

お一人様 (日・月限定)

4,000円 (税込 8品)

お一人様

5,000円 (税込 9品)

お一人様

6,000円 (税込 9品)

お一人様

7,000円 (税込 9品)

和洋中盛り合せプラン

料理 + 飲み放題

お一人様 **5,000円** (税込 9品)

お一人様 **6,000円** (税込 10品)

お一人様 **7,000円** (税込 10品)



※季節によって内容は異なります。



アリストンホテル大分

〒870-0034 大分市都町2-1-7
<http://www.ariston.jp/oita/>

ご予約・お問い合わせ TEL097-534-8808



通常の定期預金より
高めの金利設定

※当金庫内比較



固定金利の半年複利で
効率よく資産運用



ライフスタイルに合わせて
選べる期間1年・2年・3年

※原則として満期日前の解約はできません。

個人のお客さま向けの
定期預金

マイハーベスト

TEL 097-534-4157



人を思う。未来を思う。

商工中金

大分支店

大分市都町(アリストンホテル隣り)

※詳しくは、店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

退職金で、会社にも従業員にも活力！



中 小企業

会社に有利

掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料も必要ありません。

安心・確実

国が掛金の一部を
助成します。

パートさんも
加入OK

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

退 職金



カンタン管理

外部積立で管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

共 済制度

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入 申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金 納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支 払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検 索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

ご利用ください!!

小口先カードローン【スモール300】

メリット

- ◆カードローンのため自由に資金の出し入れができます
- ◆一般の保証制度に比べて保証料が割安です
- ◆金融機関からの借り入れ実績がなくても利用できます
- ◆白色申告の方、不動産を所有していない方もご利用できます
- ◆更新により最長6年まで延長が可能であり、資金繰りが安定します

資金の出し入れが
スピーディー

保証限度額	100万円～300万円
資金用途	事業資金（運転・設備）
貸付利率	各金融機関の定めた利率
保証利率	年0.39%～年1.62% ※割引適用あり

※ご利用にあたっては資格要件を満たす必要があります。

詳しくは保証部まで
お問い合わせください

保証部 保証一課
保証二課

TEL 097-532-8246

TEL 097-532-8247

（営業時間 9:00～17:15 ※土日祝除く）



©光プロダクション

「信用保証協会出前講座」のご案内

中小企業者、中小企業支援機関、金融機関、教育機関等の皆さまのもとへ
当協会の役職員が講師としてお伺いし、ご要望に応じた出前講座を行います。

- 信用保証制度に関すること
 - 経営支援（創業、再生等）に関すること
 - 財務に関すること
- など

お申し込みは随時受け付けています。
担当部署までお気軽にご連絡ください。

【担当部署】総務部 企画課
TEL 097-532-8348



大分県信用保証協会